

お知らせ

私の視点、
私の感覚、
私の言葉で
参加します。



裁判員制度

選挙管理委員会 内線273

裁判員制度が平成21年5月までに始まります。

この制度は、国民の良識を司法に反映させるため、皆さんに裁判員として刑事裁判の殺人、強盗致死傷などの一定の重い罪に限るに参加してもらい、被告人裁判にかけられた人の有罪・無罪と、有罪の場合どのような刑を言い渡すのかを、裁判官と一緒に話し合い、決めてもらう制度で、国民の参加は不可欠です。

そこで、裁判所・検察庁では、一人でも多くの人たちにこの制度の内容を理解していただき、参加することへの不安や疑問点を解消するための、分かりやすい説明を行っていますので、気軽にお問い合わせください。

を解消するための、分かりやすい説明を行っていますので、気軽にお問い合わせください。

は火曜日)は、午後7時まで
○第2土曜日
午前9時30分～午後4時
※11月の第4土曜日および第2・第4日曜日は、午前9時30分～午後4時(祝日および12月29日～1月3日は利用できません)
※年金記録の問い合わせは、フリーダイヤル(0120・657830)へ

◆問い合わせ先
岐阜地方裁判所事務局総務課
(電話)058・262・5121
岐阜地方検察庁企画調査課
(電話)058・262・5114
※最寄りの裁判所や検察庁でも説明を行っています

お気軽にどうぞ
司法書士無料法律相談

7月17日から変更
『年金ダイヤル』の電話番号

お気軽にどうぞ
司法書士無料法律相談

市民課 内線219

中濃司法書士総合相談センター

◆変更後の電話番号

◆とき 7月29日(日)

0570・05・1165

午後1時～4時

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。担当者につながります。

◆ところ 川辺町中央公民館

1 年金をお受けになっている人・年金証書をお持ちの人に
関する問い合わせ

◆申込み 平日午後1時から4時までに受付専用電話(058・248・1715)へ

2 年金の加入記録や年金の見込額試算の申込み・年金の請求方法など、被保険者の人に
関する問い合わせ

◆申込み 平日午後1時から4時までに受付専用電話(058・248・1715)へ

◆受付時間

募集

○月～金曜日

利用者募集中!
福祉農園
(牧野ふれあい広場)

午前8時30分～午後5時15分

福祉課 内線316

※月曜日(月曜日が休日の場合

土と緑に触れ合う福祉農園の

◆テーマ 「美濃加茂市の未来」を語ろう

◆対象 市内在住の高校生から
らおおむね25歳まで

◆定員 10人程度(申し込み
多数の場合は抽選)

◆申込み 7月25日(水)までに
直接または電話、メール
(kouhou@city.minokamo.
lg.jp)で市政情報課へ

◆利用料 無料

※タウンミーティングの内容に
ついては、ホームページで順
次掲載していきます
※詳細については、市政情報課へ

◆期間 8月1日～平成20年
3月31日(更新可)

◆対象 市内在住で20歳以上
の人

◆定員 8人程度

※申し込み多数の場合は抽選と
なります

※農園面積は、1区画25㎡程度
です

※農園の耕作や管理について
は、利用者の責任となります

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

※詳細については、福祉課へ

生の音楽を身近で楽しもう! **ドリームコンサート**

地元作曲家 後藤千秋
童心の世界

◆とき 7月13日(金) 午後7時～

◆ところ 文化会館

◆出演 恩田 幸子 (ソプラノ)
竹内まゆみ (ピアノ)

◆入場料 無料

文化会館 25・1108

国民年金保険料の一部納付(免除)・納付猶予制度

国民年金は20歳から加入し、60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の一部納付(免除)や猶予する制度があります。

一部納付とは、国民年金に加入している人の世帯の所得状況により、月額保険料14,100円が表の区分のとおり軽減になります。

また、猶予とは「若年者納付猶予制度」といい、30歳未満の人が対象です。本人と配偶者の所得が一定以下の場合、納付が猶予されますが、老齢基礎年金を受けるときの年金額には反映されません。

なお、手続きが遅れると年金を請求するときに、不利になる場合があります。早目に手続きをしてください。

免除制度の種類	納付すべき保険料	老齢基礎年金を受けるとき
① 全額免除	0円	年金額に1/3が反映
② 3/4免除	3,530円	年金額に1/2が反映
③ 半額納付	7,050円	年金額に2/3が反映
④ 1/4免除	10,580円	年金額に5/6が反映

※②～④の納付制度は、納付すべき保険料を2年以内に納付されない場合は、その期間の一部免除が無効になります
※一部納付(免除)・納付猶予を受けた場合、10年以内に追納することができます。ただし、一部免除が無効になった期間については追納ができません。また、3年度目以降に追納する場合は、経過した期間に応じて当時の保険料に一定の金額が加算されます

- 必要書類 ①年金手帳
②印鑑(本人が署名する場合は不要)
③失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど
- ※詳細については、市民課国民年金係または美濃加茂社会保険事務所(電話25・8181)へ
- 市民課 内線223

第57回 毎年7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。

“社会を明るくする運動”

太田連絡所 内線408

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

- 重点目標
「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」
- 統一標語
「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」



夏の交通安全県民運動

一人一人の心掛けが大切ぞ

■実施期間 7月11日(水)～20日(金)

■スローガン ゆずりあう心で 夏の交通事故防止

- 運動の重点
- 高齢者と子どもの交通事故を防止する
 - 飲酒運転など無謀運転を追究する
 - 後部座席を含む、シートベルトとチャイルドシートの着用を徹底する



防災安全課 内線276